

市民のみなさまへ

市長の松井です。市民のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご理解ご協力を賜り感謝いたします。

さて、ご承知のとおり、11月及び12月におきまして、相次いで市の職員の新型コロナウイルス感染が判明いたしました。市民のみなさまには、大変な不安とご心配をおかけしたところです。

また、12月中旬以降では、市立保育所や市立小学校において園児・児童の方の感染が判明したことから、感染拡大防止のため当該施設の臨時休業などを行いました。保護者のみなさまには多大なご負担にもかかわりませず、ご理解ご協力くださいまして大変感謝いたします。

その他、一般市民の方の感染など、現在、市内での感染者が増加しております。

そして、これから年末年始に向けては、市内外からの人々の往来も増加することが見込まれており、さらなる感染拡大が懸念されております。

これらの状況を踏まえ、私から市民のみなさま方に、年末年始の感染拡大を防止するため、すでに奈良県から呼びかけられている、飲食や買い物などでの大阪市への往来自粛を改めてお願いいたしますとともに、今一度、私たちの生活の中に感染リスクが高まる場面が潜んでいないかご確認いただき、ご家庭内で感染が広がらないよう注意を呼びかけたいと考えております。

一方で、そのようにご家庭内で様々な予防に心がけておられましても、風邪などにかかってしまう場合もございます。

年末年始には医療機関の多くが休診となりますので、市民のみなさまが発熱などの風邪症状が出た場合でも受診できるよう、市では桜井市医師会のご協力をいただき、12月30日（水）～1月3日（日）のいずれも午前10時～午後2時、及び午後6時～午後10時、休日夜間応急診療所（市保健福祉センター「陽だまり」内）を例年通り開設し、発熱者にも対応できる医療体制を取ることにしております。

桜井市では、これからも感染防止対策に全力で取り組んでまいります。

市民のみなさまにおかれましてもこの年末年始、引き続き新しい生活様式の実践と、生活の中に感染リスクが高まる場面が潜んでいないかのご確認にご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和2年12月23日
桜井市長 松井正剛

1、風邪などの症状がある場合は・・・

- ① かかりつけ医に電話連絡する（かかりつけ医が無い場合は、お近くの病院に電話で相談する）
- ② 12月30日（水）～1月3日（日）でかかりつけ医が休診の場合は、桜井市休日夜間応急診療所に連絡する（診療時間内のみ電話可）
※桜井市休日夜間応急診療所 電話番号 0744-45-3720
診療時間 12月30日（水）～1月3日（日）いずれも
 - ・午前10時～午後2時
 - ・午後6時～午後10時

2、生活の中の感染リスクが高まる場面

【場面1】 飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。

【場面2】 大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

【場面3】 マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

【場面4】 狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

【場面5】 居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。